

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第八百四号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和元年九月九日

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第十一号）第一条の規定による改正後の農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

三 提出期限

- 1 別表第三号、第八号及び第十一号から第十四号までに掲げる有効成分を含む農薬 令和三年十月一日から令和三年十二月二十八日まで
- 2 別表第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる有効成分を含む農薬 令和四年一月四日から令和四年三月三十一日まで

別表

- 一 アセタミプリド
- 二 イソチアニル
- 三 イミダクロプリド
- 四 グリホサートアンモニウム塩
- 五 グリホサートイソプロピルアミン塩
- 六 グリホサートカリウム塩
- 七 グリホサートナトリウム塩
- 八 クロチアニジン

- 九 一・三—ジクロロプロペン（別名D—D）
- 十 ジノテフラン
- 十一 チアメトキサム
- 十二 チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）
- 十三 チフルザミド
- 十四 ブタクロール